

目黒区インキュベーションオフィス等  
利用促進補助金のご案内

令和7年度  
(募集要項)

目黒区産業経済部  
産業経済・消費生活課中小企業振興係

## ～ 申請から補助金交付までの流れ ～

### ① 申請書類を提出

令和7年12月15日（月）から令和8年1月9日（金）まで

### ② 選考・審査（面接日）

令和8年1月19日（月）

### ③ 交付決定通知

令和8年1月下旬

### ④ 実績報告書提出

令和8年4月上旬（2月、3月分実績）、令和8年8月中旬（4月～7月分実績）、

令和8年11月中旬（8月～10月分実績）、令和9年2月中旬（11月～1月分実績）

### ⑤ 実績確定通知

令和8年4月末日、令和8年8月末日、令和8年11月末日、令和9年2月末日

### ⑥ 支払い

令和8年5月中旬、令和8年9月中旬、令和8年12月中旬、令和9年3月中旬

## 1 事業の目的

目黒区では、目黒区と、創業者を支援する施設の運営者がネットワークを築き上げ、創業間もない創業者の発展を両者で協働して実効的に支援するため、一定の基準を満たした創業支援施設（以下「インキュベーション施設」という。）の利用について、その利用料の一部を補助します。

この補助事業は、地域社会経済の発展および中小企業の創造的かつ創意工夫に満ちた事業活動を促進することを目的に区内産業の活性化を目指して、新たなビジネスの創出が期待できる創業者を支援し、区内産業振興を図ります。

## 2 補助対象期間

令和8年2月1日から令和9年1月31日の1年間

## 3 補助限度額及び補助率

### ① 補助限度額

一つのインキュベーション施設利用に対して、月額2万円又は家賃・使用料の2分の1のいずれか小さい額を予算の範囲内で交付する。

### ② 補助率

対象と認められた利用料の2分の1（千円未満端数切捨て）

## 4 補助対象者

① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（別表1）のうち、次の何れかに該当する法人又は個人

ア 令和3年2月1日以降に法人登記を行っている法人

※中小企業基本法上、「会社」に該当する法人のみ

イ 令和3年2月1日以降に個人事業の開業の届出を行っている個人

② 区内で具体的に創業を計画しており、令和8年3月31日までに個人事業の開業の届出を行う予定の者又は法人（中小企業基本法上の「会社」に該当する法人のみ）を設立し、その代表となる予定の個人

## 5 申請要件

以下のすべての要件を満たしていること。

- ① 区内において事業活動を行うこと
- ② 実施体制や実行能力（経理その他事務を含む）等を有し、期間内（令和8年3月末まで）に事業を実施できること
- ③ 必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること
- ④ 補助対象期間終了後も、継続して事業を実施する計画であること
- ⑤ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助対象事業の継続について不確実な状況が存在しないこと
- ⑥ みなしだ企業、又は、個人開業医でないこと
- ⑦ 国・都道府県・区市町村等から同一趣旨の補助を受けていないこと
- ⑧ 本補助事業に採択され補助金を受給した者による、再度の申請でないこと。（ただ

し、辞退等により受給に至らない場合は、他の要件を満たすときに限定し、再度の申請が可能〔1回のみ〕)

- ⑨ 区が実施する他の補助事業に併願申請していないこと
- ⑩ 個人事業主（事業税非課税）、創業前の個人は、住民税の滞納がないこと
- ⑪ 個人事業主（事業税課税）は、個人事業税及び住民税の滞納がないこと
- ⑫ 法人は、法人事業税及び法人住民税の滞納がないこと
- ⑬ 区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- ⑭ 国・都道府県・区市町村等から補助を受け、不正等の事故を起こしていないこと
- ⑮ 目黒区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等でないこと
- ⑯ 遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、公金の補助先として社会通念上適切ではないと判断される事業でないこと
- ⑰ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第2条第23項に規定する認定特定創業支援事業による支援を受けていること。
- ⑱ 開業を証明する書類を令和8年3月31日までに提出できること。

## 6 補助対象経費

インキュベーションオフィス等の賃借料及び付属する備品使用料

## 7 提出先及び申請期間

### (1) 提出先窓口

目黒区産業経済部産業経済・消費生活課中小企業振興係  
(目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター1階)

### (2) 提出期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月9日（金）まで（土日祝日を除く）

## 8 利用可能なインキュベーションオフィス

### (1) 目黒区指定施設

- ① 一般社団法人自由が丘コンテンツ・ラボ  
目黒区自由が丘1-8-19 メルサII 4F  
TEL 03-3718-1113  
ウェブサイト <https://contents-lab.org/>
- ② フナイリバ  
目黒区中目黒1-11-18  
TEL 03-6824-1727  
ウェブサイト <https://funairiba.jp/>
- ③ 五本木プロジェクト  
目黒区五本木2-15-12  
TEL 03-3719-1791  
TEL 03-3450-3600  
ウェブサイト なし

④ work. GO

目黒区碑文谷5-2-5号 T&Aビル5階

T E L 050-3033-3907

ウェブサイト <https://www.work-go.jp/>

(2) 目黒区内に所在する東京都認定施設

東京都産業労働局インキュベーション施設運営計画認定事業ウェブサイトで確認

[https://www.tokyo-sogyo-net.metro.tokyo.lg.jp/incu\\_office/nintei/](https://www.tokyo-sogyo-net.metro.tokyo.lg.jp/incu_office/nintei/)

※各施設との契約については、区では関与しませんので各自でお願いします。

9 申請書

(1) 提出書類（1部）

補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 添付書類（各1部）

① 法務局の発行する「履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）」（個人の場合は住民票（発行後3か月以内）及び開業届の写し）

※開業届に受領印の無い場合は、受領を示すメール通知も提出すること

② 直近の事業税（都税）の納税証明書（創業予定または創業間もなく事業税を課税されない方は、直近の所得税又は住民税の納税証明書）

③ 会社案内（社歴書）（個人の場合は経歴書）

④ 直近の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し（個人で、青色申告の場合は青色申告決算書及び貸借対照表、白色申告の場合は収支内訳書）

※これから創業予定の方は、④は不要です。

10 選考・審査

事業内容の選考は、第一次審査（書類選考）を行い、第一次審査を通過した方について、第二次審査（面接選考）を実施します。

【選考審査のポイント】

- ◇ 目黒区内で事業を実施するにあたり適切なスペースが確保できない状況にあるか。
- ◇ 自宅等を本社としているが、さらに効率良く進められる状況にあるか。
- ◇ 目黒区内で事業を展開するに当たり、ネットワークが必要な事業であるか。
- ◇ 区内のスタートアップ事業として成長性が見込まれ、社会貢献度の高い事業であるか。
- ◇ 公序良俗に反する事業ではないか。

11 選考結果の通知

事業内容の審査・選考の結果は、区から申込者あてに「採択通知書」または「不採択通知書」により通知します。選考・審査の経過や不採択の理由等に関する問い合わせには、一切応じません。補助金対象に採択された事業については、「採択通知書」によって、今年度に補助金の対象となる経費（補助対象経費）とその交付額（補助金交付限度額）を通知します。

12 留意事項

（1）採択された内容に同意できない場合は、申請の取り下げをすることになります。取り下

げ方法は区の産業経済・消費生活課中小企業振興係へお問い合わせください。

- (2) 偽り、隠匿その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合やこの要項に定める要件を欠いた時等の場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただく場合があります。
- (3) 補助金は目黒信用金庫への振り込みにより支給します。採択された方には、口座開設等について、別途お知らせします。

### 13 問い合わせ先

目黒区産業経済・消費生活課中小企業振興係 担当 和賀（わが）

住所 〒153-0063 目黒区目黒2-4-36目黒区民センター内

電話 3711-1134

以 上